

利用に関する 留意点	レターケース利用に関する留意点 1 関係機関等からの受信について 次のとおりあて先を明記してください 【 郵便物の場合 】 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター内 <u>レターケースNO. 〇〇〇 団体名〇〇〇〇〇</u> 【 FAXの場合 】 <u>FAX番号：045-312-1862（受信専用）</u> かながわ県民活動サポートセンター内 <u>レターケースNO. 〇〇〇 団体名〇〇〇〇〇</u> ※サポートセンターが行うのは取次のみです。内容物の照会等は各団体で責任をもって対応してください 2 取次しない郵便物とファックスについて (1) 「<u>レターケースNO.</u>」「<u>団体名</u>」が不明確なもの (2) レターケース内に入らない大きさの物 (3) 現金書留、配達証明、請求書等 (4) 9階ファクシミリに送られてきた個人情報を含む文章及び郵便物の表面に個人情報が記載されているはがき等（例：個人情報を含むイベント申込書等） 3 貴重品について レターケースに施錠できません。不特定多数の方が開けることができますので、貴重品は入れないでください。 4 利用についての注意事項 (1) 利用承認期間は一年間です。毎年申し込み等の手続きが必要です。 (2) 内容物の紛失等についての責任は負いかねます。 (3) <u>来所の際は必ず、掲示板「センターからのお知らせ」やレターケース内を確認するようお願いいたします。</u> (4) 団体等の案内などに、かながわ県民活動サポートセンター内に事務所があると誤解を招くような表記はしないでください。（レターケースを団体所在地で使用しないでください。） (5) レターケースの内容物は、<u>常に内容量の80%程度に収まるよう、定期的に来館して管理してください。</u> (6) <u>新規団体には承認通知書とともに各団体の名札を配付しますのでご利用ください。（名札は活動分野相互間のチラシ投函などにお役立てください。）</u> (7) 利用者がレターケースを棄損した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。 (8) 不要なチラシ等を回収してリサイクルできるようレターケース上に「再利用チラシ回収箱」を設置していますので、活用してください。 5 利用承認期間終了時の保管物の撤去について (1) <u>利用承認期間までには保管物を撤去し、原状復帰のうえ、返却してください。</u> (2) 撤去していない保管物については、新規希望者の利用機会を担保するため、レターケースから取り出し、別に定める場所に保管する場合があります。紛失・破損等について、県は一切の責任を負いかねます。 問合せ先 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課 電話 045-312-1121(代)内線 2824／ファクシミリ 045-312-4810
-----------------------	---